

戦略的広域観光振興事業  
公募型プロポーザル質問票に対する回答書

令和2年6月2日(水)  
飯塚市経済部商工観光課

No.	該当箇所	質問事項	回答
1	【実施要領】 10 提案書の作成要領及び記載内容	1-1 モニターツアーの費用は事業費に含むものか。	1-1 事業費に含みます。
2	【実施要領】 10 提案書の作成要領及び記載内容	2-1 モニターツアーの参加人数の規模について	2-1 【仕様書】 5 委託業務の内容 (2)モニターツアー・アンケート調査の実施 「モニターツアーの実施の際に参加者へのアンケート調査の実施、集計、分析を行い、報告書を作成すること。」としております。 モニターツアーの参加人数については指定を行っておりませんが、上記実施業務が適切に遂行される一定程度の人数が必要になることをご留意ください。なお、モニターツアーの実施については、実施日時、ツアー場所、回数等について2市1町との協議が必要となります。
3	【実施要領】 10 提案書の作成要領及び記載内容	3-1 モニターツアーの実施期間及び回数について	3-1 期間や回数につきましては指定はございません。 なお、モニターツアーの実施については、実施日時、ツアー場所、回数等について2市1町との協議が必要となります。
4	【実施要領】 10 提案書の作成要領及び記載内容	4-1 モニターツアーは日帰りまたは宿泊込みなのか	4-1 【仕様書】 4:業務の目的 「宿泊を伴うような高い経済効果が見込め、ターゲットを明確にした事業を展開することで、地域経済および地域の活性化を目指すことを目的とする。」 上記目的を達成できるツアー構成にさせていただく必要があります。
5	【実施要領】 10 提案書の作成要領及び記載内容	5-1 新規観光ルート、アイテムより利益を出しているのか (例:独自の体験プラン等)	5-1 委託契約期間内におけるモニターツアー等において収益を得ることは問題ありませんが、作成されたアイテム、成果物の権利は市に帰属します。
6	【実施要領】 10 提案書の作成要領及び記載内容	6-1 パンフレットの作成は提出期限までに間に合わないため、パンフレットの中身の説明だけでも可能であるか。	6-1 プレゼンテーションの際に用いる資料の場合、パンフレットの概要の説明のみでも構いません。 R3年度事業の成果物としての場合、パンフレットを令和4年3月31日までに納品していただく必要があります。
7	【実施要領】 10 提案書の作成要領及び記載内容	7-1 広報ツール、チラシ、ポスターの配布先は受託した業者が決めるのか。	7-1 2市1町へ納品するもの以外の配布先につきましては、応募者様からの提案事項となっております。

戦略的広域観光振興事業  
公募型プロポーザル質問票に対する回答書

令和2年6月2日(水)  
飯塚市経済部商工観光課

No.	該当箇所	質問事項	回答
8	【実施要領】 10 提案書の作成要領及び記載内容	8-1 LINEを利用した広報活動は可能か。また各自治体のホームページも無料で掲載していただけるのか。	8-1 【仕様書】 5 委託業務の内容 (3) 広報ツール(チラシ・ポスター)の作成及び広報の実施 「チラシ・ポスターを含め様々なツールによる広報を検討し、協議を行った上で実施すること」としておりますので、広報手段につきましては、提案事項とさせていただきます。 なお、各自治体のホームページに掲載することはできません。
9	【実施要領】 10 提案書の作成要領及び記載内容	9-1 おもてなし研修の人員は何人くらいを想定しておけば良いのか。	9-1 人数につきましては指定はございません。 なお、おもてなし研修会の実施については、講師の選定、日時、人数、開催場所等について2市1町及び対象者との協議が必要となります。
10	【仕様書】 5 委託業務の内容	10-1 2市1町で2021年3月に発行された気まま旅のパンフレットをそのまま利用することは可能か。	10-1 【仕様書】 5 委託業務の内容 「本事業において作成した新規観光ルートについてはパンフレットの作成、国内外の観光事業者への誘客PR等を実施し、圏域内における観光ルートの持続可能な基盤構築を行う」とあることから、令和4年3月31日までに事業の成果物として、新規観光ルートについてのパンフレットを 納品していただく必要があります。 なお、プレゼンの資料または新規観光ルートの作成のための資料として利用することは可能です。
11			

※項目名「参考資料」に各種パンフレット(日本語、英語、韓国語、中国語)及び昨年度報告書の一部を追加掲載しております。

ご参考の程、よろしくお願いいたします。